

議第55号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第228号の2から第228号の2の6までを次のように改める。

(228)の2から(228)の2の6まで 削除

第2条第1項第228号の2の7中「8,800円」を「10,300円」に改め、同項第387号中「一級建築士事務所に係るものにあつては17,000円、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るものにあつては12,000円」を「24,000円」に改め、同項中第407号を削り、第408号を第407号とし、第409号を第408号とし、同号の次に次の2号を加える。

(409) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事申請手数料	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
--	--------------	--------------------------------

区分		金額
イ 宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）又は特定盛土等（同条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）に係るもの	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	27,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	39,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	57,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	72,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	96,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	150,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	230,000円

	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	370,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	530,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	690,000円
ロ 土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るもの	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内の場合	11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	13,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	19,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	28,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	31,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	38,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	52,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	72,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	100,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	130,000円

(409)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査 宅地造成等工事計画変更許可申請手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 宅地造成又は特定盛土等に係るもの	<p>次に掲げる額の合計額（その額が690,000円を超えるときは、690,000円）</p> <p>(イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(ロ) 盛土又は切土をする土地の追加に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額</p> <p>(ハ) 上記以外の変更については、14,000円</p>
ロ 土石の堆積に係るもの	<p>次に掲げる額の合計額（その額が130,000円を超えるときは、130,000円）</p> <p>(イ) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(ロ) 土石の堆積を行う土地の追加に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額</p> <p>(ハ) 上記以外の変更については、14,000円</p>

8,600円
22,000円
43,000円
86,000円

10,000円
24,000円
59,000円
110,000円

第2条第1項第410号の表中

130,000円
170,000円
220,000円
300,000円
13,000円
30,000円
65,000円
120,000円
200,000円
270,000円
340,000円
480,000円
86,000円
130,000円
190,000円
260,000円
390,000円
510,000円
660,000円
870,000円

を

170,000円
230,000円
290,000円
460,000円
15,000円
34,000円
88,000円
160,000円
270,000円
360,000円
460,000円
730,000円
100,000円
140,000円
260,000円
350,000円
530,000円
700,000円
900,000円
1,300,000円

に改め、同項第411号中

「870,000円」を「1,300,000円」に改め、同号の表中「10,000円」を「14,000円」に改め、同項第456号中「2,300円」を「2,400円」に改め、同項第458号中「2,300円」を「2,500円」に改め、同項第459号及び第460号を次のように改める。

(459)及び(460) 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項第228号の2から第228号の2の7まで、第387号、第456号及び第458号から第460号までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定に基づく道路の使用の許可の申請に係る道路使用許可申請手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知が行われた場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定に基づく保管場所標章の交付に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

(注 訂正は、アンダーラインの部分である。)